

春季休業期間中の教育活動等について（岸和田市 HP より抜粋）

このたび、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における決定を踏まえ、大阪府教育委員会から春季休業期間中の教育活動等について通知がありました。

については、本市における春季休業期間中の教育活動等（部活動を含む。）については、以下のとおり対応することになりました。

なお、教育活動等を行うにあたっては、「クラスター発生のリスクを下げるための原則（注）に留意し、学校内での活動に限るもの」とします。

- ・ 小学校、中学校、幼稚園は 3 月 25 日（産業高校は 23 日）から 4 月 7 日までの期間においては、下記（注）に留意したうえで、臨時登校日の設定や部活動などの教育活動ができるようにしました。（具体的な活動の方法については別紙参照）
- ・ 入学式については、感染症防止策を講じ、必要最小限の人数で実施します。

（注）クラスター発生のリスクを下げるための原則

(1)換気を励行する（2 方向の窓を同時に開ける等）

(2)人の密度を下げる（会場の広さを確保し、お互いの距離を 1～2 メートル程度あける等）

(3)近距離での会話や発声、高唱を避ける（やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク着用等）

※手指衛生、咳エチケット、共用品を使わないことや使う場合の消毒など、予防対策を徹底する。また、児童生徒等の日々の健康観察を行い、発熱等の症状がある場合には登校させないこと。

春季休業期間中（3/25～4/7）の教育活動等における留意事項

◇ 標記の休業期間に実施する教育活動等については、クラスター発生のリスクを下げるため、3つの原則（換気をする、人の密度を下げる、近距離での会話や発声、高唱を避ける。）を踏まえ、行うこと。

1 登校時の健康チェック等

○保護者は、児童生徒等の登校に際しては、十分に健康観察（検温含む）を行うとともに、発熱等の症状がある場合は登校させないこと。

○担当する教員等は、登校してきた児童生徒等の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも、体調等に変化がないか確認すること。

2 部活動

○活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう配慮すること。

○体育館・柔道場・教室等の活動場所は、密閉空間とならないように、2方向以上の窓を同時に開けるなど、換気を励行すること。また、周辺住民等への配慮から室内での練習が中心となる部活動については、少なくとも30分から1時間に1度は大きな音の出る活動を休止し、十分に換気を行うこと。

○複数の部が更衣場所等に集中しないよう、時間をずらす、時間を区切るなどして、十分なスペースを確保するとともに、換気に努めること。また、更衣室の利用時間が短時間となるよう児童生徒等を指導すること。

○屋外や換気の良い環境であっても、例えば、ラグビーのスクラム練習、柔道・レスリング等において相手と一定時間接触するような対人練習などは避けること。

○対外試合（公式戦、練習試合を問わない。）、合宿、合同練習（日常的にひとつのチームで練習している合同部活動は除く。）、演奏会等については、無観客であっても4月7日までは引き続き、禁止とする。

○活動時間は2時間程度とし、活動終了後は速やかに下校させること。

その他、各部活動の詳細については、連絡メール等でお知らせします。